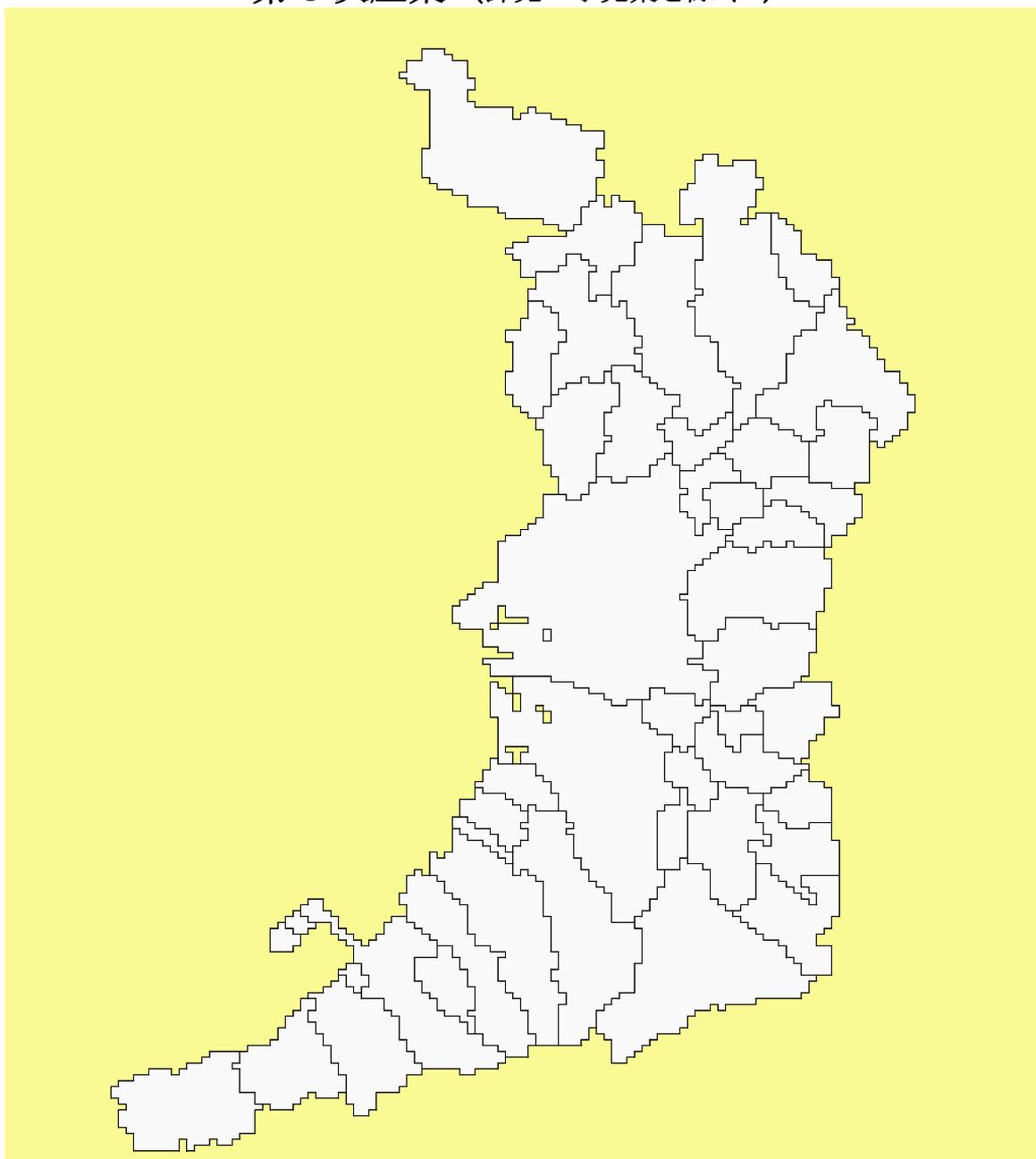


平成 18 年

事業所・企業統計地域メッシュ報告書

第 3 次産業（卸売・小売業を除く）



平成 24 年（2012 年）2 月

大阪府総務部総計課

利用上の留意点等

1 「平成 18 年事業所・企業統計調査に関する大阪府地域メッシュ統計（世界測地系）報告書」について

(1) 作成方法

総務省統計局から「平成 18 年事業所・企業統計調査[新産業分類（平成 19 年 11 月改訂）による組替え集計]に関する地域メッシュ統計（世界測地系）の編成結果」の提供を受け、編成して作成しました。

(2) 地域区画

辺の長さが基準地域メッシュの 2 分の 1 の地域メッシュ（約 500m 四方、以下「地域メッシュ」という。）により作成しています。

（「地域メッシュの区分方法」（4～11 ページ）をご参照ください。）

(3) 測地基準系

世界測地系に基づいています。

（「測地基準系について」（12 ページ）をご参照ください。）

2 利用にあたっての留意点

(1) 大阪府の全地域にかかる地域メッシュ数

大阪府の全地域を地域メッシュで区画すると、7,753 になります。

(2) 大阪府域で事業所および従業者の存在する地域メッシュ数

大阪府域で第 3 次産業（卸売業・小売業を除く）の事業所が存在する地域メッシュ数は 4,871、従業者が存在する地域メッシュ数は 4,860 です。

(3) 事業所総数、従業者総数階級区分

1 地域メッシュ内の事業所数・従業者数を階級別に分けています。

3 平成 18 年事業所・企業統計調査に関する大阪府地域メッシュ統計（世界測地系）の照会先等

照会先について

大阪府総務部統計課 情報・分析グループ

TEL 06-6210-9195

メールアドレス：tokei@sbox.pref.osaka.lg.jp

目 次

I	地域メッシュ統計の概要	1
1	地域メッシュ統計の特質	2
2	平成18年事業所・企業統計調査の概要	3
3	地域メッシュの区分方法	4
	(1) 標準地域メッシュ及び標準地域メッシュ・コードの体系	4
	(2) 地域メッシュ・コードの付け方	6
4	測地基準系について	12
5	第3次産業（卸売業・小売業を除く）の分類表	13
II	地域メッシュ統計地図	17
III	地域メッシュ別統計表	74

I 地域メッシュ統計の概要

1 地域メッシュ統計の特質

地域メッシュ統計とは、緯度・経度に基づき地域をすき間なく網の目（Mesh）の区域に分けて、それぞれの区域に関する統計データを編成したものです。

この手法によれば、地域の実態をより詳細に、かつ同一の基準で把握することができるので、都市計画や地域開発、防災・環境計画、市場・商圈分析など官民を問わず広範な分野で利用されています。

地域メッシュ統計の持つ利点を整理すれば次のようになります。

- ① 地域メッシュは、ほぼ同一の大きさ及び形状の区画を単位として区分されているので、地域メッシュ相互間の事象の計量的比較が容易である。
- ② 地域メッシュは、その位置や区画が固定されていることから、市町村などの行政区域の境域変更や地形、地物の変化による調査区の設定変更などの影響を受けることがなく、地域事象の時系列的比較が容易である。
- ③ 任意の地域について、その地域内の地域メッシュのデータを合算することにより、必要な地域のデータを容易に得られる。
- ④ 地域メッシュは、緯度・経度に基づき区画されたほぼ正方形の形状であることから、位置の表示が明確かつ簡便にできるので、距離に関連した分析、計算、比較が容易である。

地域メッシュ別に情報を表示する方法は、統計データの表示のみにとどまらず、地形、自然環境、行政地域、道路・鉄道、公共施設、文化財などの位置・範囲等を数値化して表示するなど、多くの分野で広まっています。これらの数値情報と統計データを重ね合わせて地域メッシュ別に表示あるいは分析することにより、地域メッシュ統計を更に多角的に利用することができます。

2 平成18年事業所・企業統計調査の概要

事業所・企業統計調査は、我が国すべての事業所の産業、従業者規模等の基本的構造を明らかにすることを目的として、個人経営の農林業等を除く、製造業、卸売・小売業、飲食店、サービス業など全国全ての事業所を対象として、事業の種類、経営組織、従業者数などを調査しています。

この調査は、統計法に基づく指定統計調査（指定統計第2号）として、昭和22年に「事業所統計調査」として開始され、昭和56年調査以降は5年ごとに実施されており、平成8年調査からは、企業に関する調査事項の充実に伴い、「事業所・企業統計調査」に改称されました。

また、5年ごとの調査の中間年には、事業所の名簿整備に関することを目的として、事業所・企業統計調査の簡易調査が実施されています。

本地域メッシュ統計は、平成18年調査結果を平成19年11月に改訂された日本標準産業分類に組替えたデータをもとに作成しました。

※事業所・企業統計調査は、平成18年の調査を最後とし、平成21年から経済センサスに統合しました。

(1) 調査期日

平成18年10月1日現在で実施。

(2) 調査の対象

調査期日現在、本府に所在するすべての事業所。ただし次の事業所は除く。

- ①日本標準産業分類（平成14年3月7日総務省告示第139号）の「大分類A－農業」「大分類B－林業」「大分類C－漁業」に属する個人経営の事業所。
- ②日本標準産業分類の「中分類83－その他の生活関連サービス業（小分類832家事サービス業に限る）」（いわゆる住み込みのお手伝いさん）及び「中分類94－外国公務」に属する事業所（大使館、領事館など）

(3) 調査の種類

甲調査－国、地方公共団体の事業所以外のすべての民営事業所

乙調査－国、地方公共団体に属する事務所

(4) 調査の方法

調査員が事業所に出向き調査票を配布し、事業主等が記入する方法（自計申告）により実施。

3 地域メッシュの区分方法

(1) 標準地域メッシュ及び標準地域メッシュ・コードの体系

昭和48年7月12日行政管理庁告示143号では、「基準地域メッシュ」、「分割地域メッシュ」及び「統合地域メッシュ」の3種類を定め、各地域メッシュの区分方法とメッシュ・コードの表示方法を規定しています。

基準地域メッシュは、図1に示す第1次地域区画を基に区画されます。第1次地域区画は、緯度を40分間隔、経度を1度間隔に区分した区画です。これを縦横に8等分した区画が第2次地域区画、さらにこれを縦横に10等分した区画が基準地域メッシュ（第3次地域区画）となります。

分割地域メッシュは、基準地域メッシュの辺の長さを2分の1、4分の1又は8分の1に等分した区画であり、統合地域メッシュは、基準地域メッシュの辺の長さを2倍、5倍又は10倍した区画です。

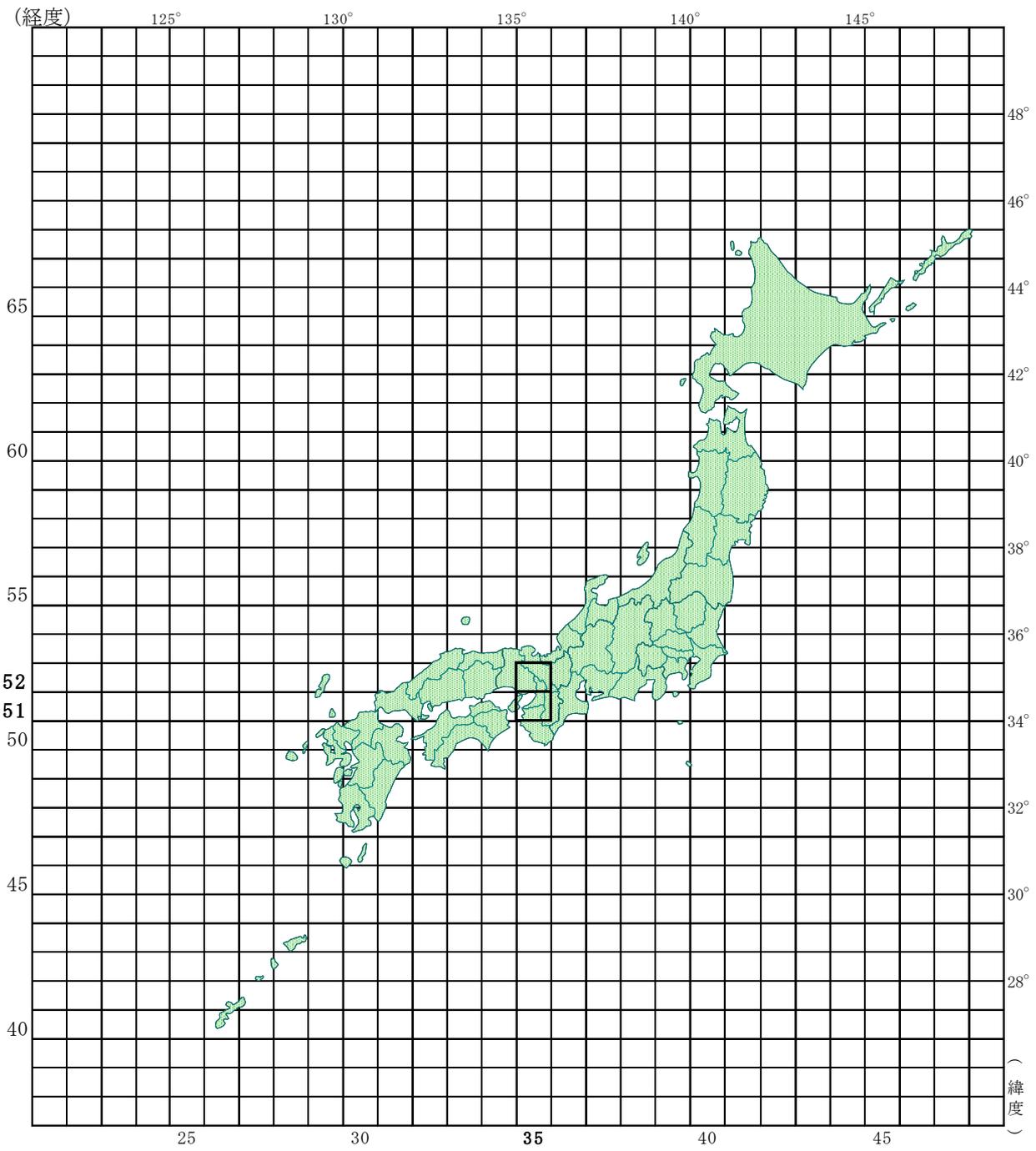
各地域メッシュの体系と地域メッシュ・コードの関係は、表1のとおりです。

表1 標準地域メッシュの体系と地域メッシュ・コードの関係

地 域 区 画	標 準 地 域 メ ッ シ ュ	地域メッシュ・コードの例										
		桁 数										
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
第1次地域区画		5	1	3	5							
第2次地域区画	10倍地域メッシュ	5	1	3	5	2	3					
	統合地域メッシュ	5	1	3	5	2	3	4				
	2倍地域メッシュ							6	4	5		
第3次地域区画	基準地域メッシュ	5	1	3	5	2	3	4	3			
	分割地域メッシュ	2分の1地域メッシュ	5	1	3	5	2	3	4	3	1	
		4分の1地域メッシュ	5	1	3	5	2	3	4	3	1 2	
		8分の1地域メッシュ	5	1	3	5	2	3	4	3	1 2 3	

※ 「分割地域メッシュ」は9桁目が1～4のいずれか、「2倍地域メッシュ」は9桁目が5のコードになります。

図1 第1次地域区画



大阪府が該当するコードは、5 1 3 5 と 5 2 3 5 です。

(2) 地域メッシュ・コードの付け方

① 基準地域メッシュ

第1次地域区画を縦横8等分して第2次地域区画を区画し、次いで1つの第2次地域区画を縦横10等分して基準地域メッシュ（第3次地域区画）を区画しており、メッシュ・コードもこの体系に沿って付けられています。その関係をまとめると、表2及び表3のようになります。

なお、第1次地域区画の地域メッシュ・コードは4桁からなり、その上2桁は当該区画の南端緯度を1.5倍した値とし、その下2桁は西端経度の下2桁と同じ値として定義されています。

表2 基準地域メッシュの区分方法

区画の種類	区分方法	緯度の 間隔	経度の 間隔	一辺の 長さ	地図との関係
第1次地域区画	全国の地域を偶数緯度及びその間隔(120分)を3等分した緯度における緯線並びに1度ごとの経線とによって分割してできる区域	40分	1度	約80km	20万分の1地勢図(国土地理院発行)の1図葉の区画
第2次地域区画	第1次地域区画を緯線方向及び経線方向に8等分してできる区域	5分	7分30秒	約10km	2万5千分の1地形図(国土地理院発行)の1図葉の区画
基準地域メッシュ (第3次地域区画)	第2次地域区画を緯線方向及び経線方向に10等分してできる区域	30秒	45秒	約1km	

表3 基準地域メッシュの地域メッシュ・コードの付け方

区画の種類	桁数	地域メッシュ・コードの例	地域メッシュ・コードの付け方	該当区域（網掛け部分）
第1次地域区画	4		南端緯度 × 1.5 (注) [34 × 1.5 = 51] 西端経度の下2桁 [135 ⇒ 35]	
第2次地域区画	6		第1次地域区画の地域メッシュ・コード 第1次地域区画の縦の等分区画に南から0～7の番号を付け、これをそれぞれの区画を示す数字とします。 第1次地域区画の横の等分区画に西から0～7の番号を付け、これをそれぞれの区画を示す数字とします。	第1次地域区画 (地域メッシュ・コード 5135)
基準地域メッシュ (第3次地域区画)	8		第2次地域区画の地域メッシュ・コード 第2次地域区画の縦の等分区画に南から0～9の番号を付け、これをそれぞれの区画を示す数字とします。 第2次地域区画の横の等分区画に西から0～9の番号を付け、これをそれぞれの区画を示す数字とします。	第2次地域区画 (地域メッシュ・コード 513523)

(注) 第1次地域区画の地域メッシュ・コードの上2桁は、赤道から緯度方向に40分間隔で区分してきた場合の0から始まる一連番号を表しています。この通し番号を算出するのに南端緯度を1.5倍するのは、第1次地域区画が緯度40分ごとに区画されるため、緯度の1度が1.5区画分に相当するためです。 [1度 ÷ 40分 = 60分 ÷ 40分 = 1.5]

② 分割地域メッシュ

分割地域メッシュは、辺の長さが基準地域メッシュの2分の1の地域メッシュ、4分の1の地域メッシュ、8分の1の地域メッシュの3種類が標準地域メッシュとして制定されています。これらの分割地域メッシュの区分方法及び地域メッシュ・コードの付け方は、表4及び表5のとおりです。

表4 分割地域メッシュの区分方法

区画の種類	区分方法	緯度の 間隔	経度の 間隔	一辺の 長さ
2分の1地域 メッシュ	基準地域メッシュ(第3次地域区画)を緯線方向、経線方向に2等分してできる区域	15秒	22.5秒	約500m
4分の1地域 メッシュ	2分の1地域メッシュを緯線方向、経線方向に2等分してできる区域	7.5秒	11.25秒	約250m
8分の1地域 メッシュ	4分の1地域メッシュを緯線方向、経線方向に2等分してできる区域	3.75秒	5.625秒	約125m

※ 本報告書の大阪府地域メッシュ統計は「2分の1地域メッシュ」により作成しています。

表5 分割地域メッシュの地域メッシュ・コードの付け方

区画の種類	桁数	地域メッシュ・コードの例	地域メッシュ・コードの付け方	該当区域（網掛け部分）
2分の1地域メッシュ	9		<p>基準地域メッシュ・コード</p> <p>基準地域メッシュの各辺を2等分して得られる4個の区画に、南西側、南東側、北西側、北東側の順に1～4の番号を付け、これをそれぞれの区画を示す数字とします。</p>	<p>基準地域メッシュ (地域メッシュ・コード 51352343)</p>
4分の1地域メッシュ	10		<p>2分の1地域メッシュ・コード</p> <p>2分の1地域メッシュの各辺を2等分して得られる4個の区画に、2分の1地域メッシュと同じ順に1～4の番号を付け、これをそれぞれの区画を示す数字とします。</p>	<p>基準地域メッシュ (地域メッシュ・コード 51352343)</p>
8分の1地域メッシュ	11		<p>4分の1地域メッシュ・コード</p> <p>4分の1地域メッシュの各辺を2等分して得られる4個の区画に、2分の1地域メッシュと同じ順に1～4の番号を付け、これをそれぞれの区画を示す数字とします。</p>	<p>基準地域メッシュ (地域メッシュ・コード 51352343)</p>

③ 統合地域メッシュ

統合地域メッシュは、辺の長さが基準地域メッシュの2倍の地域メッシュ、5倍の地域メッシュ、10倍の地域メッシュの3種類が標準地域メッシュとして制定されています。これらの統合地域メッシュの区分方法及び地域メッシュ・コードの付け方は、表6及び表7のとおりです。

表6 統合地域メッシュの区分方法

区画の種類	区分方法	緯度の 間隔	経度の 間隔	一辺の 長さ	備考
2倍地域 メッシュ	第2次地域区画を緯線方向、 経線方向にそれぞれ5等分し てできる区域	1分	1分30秒	約2km	基準地域メッシュを 4個統合した区域
5倍地域 メッシュ	第2次地域区画を緯線方向、 経線方向にそれぞれ2等分し てできる区域	2分30秒	3分45秒	約5km	基準地域メッシュを 25個統合した区域
10倍地域 メッシュ	第2次地域区画と同じ区域	5分	7分30秒	約10km	基準地域メッシュを 100個統合した区域

表7 統合地域メッシュの地域メッシュ・コードの付け方

区画の種類	桁数	地域メッシュ・コードの例	地域メッシュ・コードの付け方	該当区域（網掛け部分）
2倍地域メッシュ	9		<p>第2次地域区画の地域メッシュ・コード</p> <p>第2次地域区画の縦の等分区画に南から0, 2, 4, 6, 8の番号を付け、区画を示す数字とします。</p> <p>第2次地域区画の横の等分区画に対しても西から順番に番号を付けます。</p> <p>必ず「5」を付けます。</p>	<p>第2次地域区画 (地域メッシュ・コード 513523)</p>
5倍地域メッシュ	7		<p>第2次地域区画の地域メッシュ・コード</p> <p>第2次地域区画の各辺を2等分して得られる4個の区画に、南西側、南東側、北西側、北東側の順に1～4の番号を付け、これをそれぞれの区画を示す数字とします。</p>	<p>第2次地域区画 (地域メッシュ・コード 513523)</p>
10倍地域メッシュ	6		<p>第2次地域区画と同じです。</p>	<p>第2次地域区画 (地域メッシュ・コード 513523)</p>

4 測地基準系について

① 測地基準系とは

地球上の位置を経度・緯度で表すための基準を測地基準系（測地系）といい、地球の形に最も近い回転楕円体で定義されています。地球の形に最も近い扁平な回転楕円体を想定して、経度・緯度の測定に関する測量の基準としています。経線・緯線は、この楕円体の上であり、地図を作るための基準となっています。

② 世界測地系（新測地系）について

電波星を利用したVLBI（数十億光年のかなたにある電波星から届く電波を電波望遠鏡で受信して数千 km もの長距離を数 mm の高精度で測る技術）観測や人工衛星観測により現代の科学的知識に基づいて設定された、世界共通に使える測地基準系を世界測地系といいます。

③ 日本測地系（旧測地系）について

個々の土地の経度・緯度が精度良く、効率的に求められるように、位置の目印になる基準点を全国に多数設置し、測量によってこれらの基準点の経度・緯度を求めています。この基準点の位置を表す経度・緯度の数値を測地基準点成果といいます。従来、我が国は、明治時代に5万分の1地形図を作るために決定した回転楕円体（いわゆるベッセル楕円体）を位置の基準としており、測地基準点成果もこの回転楕円体に基づく値が求められ使用されてきました。この従来使用されてきた測地基準系を日本測地系といいます。

④ 日本測地系と世界測地系のずれについて

日本測地系で表されている日本国内のある地点の経緯度を世界測地系で表すと、経度が-の方向へ、緯度が+の方向へ変化します。このずれを距離に換算すると、日本国内においては約 400～450m 程度となっています。

5 第3次産業（卸売・小売業を除く）の分類

（日本標準産業分類 平成19年11月改訂）

大分類	中分類	小分類
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業 ガス業 熱供給業 水道業	電気業 ガス業 熱供給業 上水道業 工業用水道業 下水道業
情報通信業	通信業 放送業 情報サービス業 インターネット附随サービス業 映像・音声・文字情報制作業	固定電気通信業 電気通信に附帯するサービス業 公共放送業（有線放送を除く） 民間放送業 有線放送業 ソフトウェア業 情報処理・提供サービス インターネット附随サービス業 映像情報制作・配給業 音声情報制作業 出版業 広告制作業 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス
運輸業、郵便業	鉄道業 道路旅客運送業 道路貨物運送業 水運業 航空運輸業 倉庫業 運輸に附帯するサービス業 郵便業（信書便事業を含む）	鉄道業 一般乗合旅客自動車運送業 その他の道路旅客運送業 一般貨物自動車運送業 その他の道路貨物運送業 外航海運業 船舶貸渡業 航空運送業 航空機使用業（航空運送業を除く） 倉庫業（冷蔵倉庫業を除く） 冷蔵倉庫業 港湾運送業 その他の運輸に附帯するサービス業 郵便業（信書便事業を含む）
金融業、保険業	銀行業 協同組織金融業 貸金業、 クレジットカード業等非預金信用機関 金融商品取引業、商品先物取引業 補助的金融業等 保険業 （保険媒介代理業、保険サービス業を含む）	中央銀行 銀行（中央銀行を除く） 中小企業等金融業 農林水産金融業 貸金業 質屋 クレジットカード業、割賦金融業 その他の非預金信用機関 金融商品取引業 商品先物取引業、商品投資業 補助的金融業、金融附帯業 信託業 金融代理業 生命保険業 損害保険業 共済事業・少額短期保険業 保険媒介代理業 保険サービス業
不動産業、物品賃貸業	不動産取引業	建物売買業、土地売買業 不動産代理業・仲介業

	<p>不動産賃貸業・管理業</p> <p>物品賃貸業</p>	<p>不動産賃貸業（貸家業，貸間業を除く） 貸家業，貸間業 駐車場業 不動産管理業 各種物品賃貸業 産業用機械器具賃貸業 事務用機械器具賃貸業 自動車賃貸業 スポーツ・娯楽用品賃貸業 その他の物品賃貸業</p>
<p>学術研究， 専門・技術サービス業</p>	<p>学術・開発研究機関</p> <p>専門サービス業（他に分類されないもの）</p> <p>広告業</p> <p>技術サービス業（他に分類されないもの）</p>	<p>自然科学研究所 人文・社会科学研究所 法律事務所，特許事務所 公証人役場，司法書士事務所， 土地家屋調査士事務所 行政書士事務所 公認会計士事務所，税理士事務所 社会保険労務士事務所 デザイン業 著述・芸術家業 経営コンサルタント業，純粋持株会社 その他の専門サービス業 広告業 獣医業 土木建築サービス業 機械設計業 商品・非破壊検査業 計量証明業 写真業 その他の技術サービス業</p>
<p>宿泊業， 飲食サービス業</p>	<p>宿泊業</p> <p>飲食店</p> <p>持ち帰り・配達飲食サービス業</p>	<p>旅館，ホテル 簡易宿所 下宿業 その他の宿泊業 食堂，レストラン（専門料理店を除く） 専門料理店 そば・うどん店 すし店 酒場，ビヤホール バー，キャバレー，ナイトクラブ 喫茶店 その他の飲食店 持ち帰り飲食サービス業 配達飲食サービス業</p>
<p>生活関連サービス業， 娯楽業</p>	<p>洗濯・理容・美容・浴場業</p> <p>その他の生活関連サービス業</p>	<p>洗濯業 理容業 美容業 一般公衆浴場業 その他の公衆浴場業 その他の洗濯・理容・美容・浴場業 旅行業 家事サービス業 衣服裁縫修理業 物品預り業 火葬・墓地管理業 冠婚葬祭業 他に分類されない生活関連サービス業</p>

	娯楽業	映画館 興行場（別掲を除く）、興行団 競輪・競馬等の競走場、競技団 スポーツ施設提供業 公園、遊園地 遊戯場 その他の娯楽業
教育、学習支援業	学校教育 その他の教育、学習支援業	幼稚園 小学校 中学校 高等学校、中等教育学校 特別支援学校 高等教育機関 専修学校、各種学校 学校教育支援機関 社会教育 職業・教育支援施設 学習塾 教養・技能教授業 他に分類されない教育、学習支援業
医療、福祉	医療業 保健衛生 社会保険・社会福祉・介護事業	病院 一般診療所 歯科診療所 助産・看護業 療術業 医療に附帯するサービス業 保健所 健康相談施設 その他の保健衛生 社会保険事業団体 福祉事務所 児童福祉事業 老人福祉・介護事業 障害者福祉事業 その他の社会保険・社会福祉・ 介護事業
複合サービス事業	郵便局 協同組合（他に分類されないもの）	郵便局 郵便局受託業 農林水産業協同組合 （他に分類されないもの） 事業協同組合（他に分類されないもの）
サービス業 （他に分類されないもの）	廃棄物処理業 自動車整備業 機械等修理業（別掲を除く） 職業紹介・労働者派遣業 その他の事業サービス業 政治・経済・文化団体	一般廃棄物処理業 産業廃棄物処理業 その他の廃棄物処理業 自動車整備業 機械修理業（電気機械器具を除く） 電気機械器具修理業 表具業 職業紹介業 労働者派遣業 速記・ワープロ入力・複写業 建物サービス業 警備業 他に分類されない事業サービス業 経済団体 労働団体 学術・文化団体

	宗教 その他のサービス業 外国公務	政治団体 他に分類されない非営利的団体 他に分類されない非営利的団体 神道系宗教 仏教系宗教 キリスト教系宗教 その他の宗教 集会場 と畜場 他に分類されないサービス業 外国公館 その他の外国公務
公務 (他に分類されるものを 除く)	国家公務 地方公務	国家公務 地方公務

*すべての中分類に小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」を含みます。